**令和元年度第２９回静岡県高等学校ゴルフ選手権**

開　催　日 ：８月７日(水)

開催コース ：新沼津カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は**、「一般の罰(2罰打)」**となる。

**ローカルルール**

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

* 1. アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティエリア（規則 17）

　　 (a)コース内のペナルティエリアは、すべてレッドペナルティエリアとし、その境界は赤杭または赤線で表示する。

　　 (b)４、７、15、17番ホールで赤杭を超えた区域はレッドペナルティエリアとする。

3.異常なコース状態(動かせない障害物を含む)(規則16)

1. 修理地
   1. 白線で囲まれた区域あるいは、青杭で囲まれた区域によって定められる。
2. 動かせない障害物
   1. 道路・防球ネット・排水溝・添木・標示看板
   2. 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。
   3. 複数の動かせない障害物が接している場合、それらはひとつの動かせない障害物として扱われる。
   4. 動かせない障害物と白線でつながれている区域は、その動かせない障害物の一部として扱われる。
   5. グリーンから２クラブレンクス以内にあるスプリンクラーヘッドが、プレーの線に介在し、その球がそのスプリンクラーヘッドから２クラブ以内のジェネラルエリアにある場合、規則１６．１に基づいて動かせない障害物からの救済を受けることができる。

4.　プレー禁止区域

　　　電磁誘導カート用の2本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則16.1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。

5.　不可分な物  
以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

1. 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。
2. ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

6.　クラブと球の規格

1. ストロークを行うために使うドライバーはR&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。
2. ストロークを行うときに使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰：失格

7.　ゴルフシューズ  
ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない：  
伝統的なスパイク－すなわち、地面を深く貫くようにデザインされた1つあるいは複数の鋲を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない)。  
このローカルルールの違反に対する罰：規則4.3参照

8.　プレーの中断と再開(規則5.7)

1. 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)  
   委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。  
   このローカルルールの違反に対する罰：失格  
   即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。
2. 通常の中断(日没やコースがプレー不能)  
   規則5.7b､c､dに従って処置すること。
3. プレーの中断と再開の合図は、競技委員が巡回して指示する。

9.　練習(規則5.2)

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。  
終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

10.　送電線によって方向を変えられた球

　　　プレーヤーの球が送電線に当たったことがわかっている、または事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは罰なしに、直前のストロークを行った場所から球をプレーしなければならない（何をすべきかについては規則14.6を参照）。

11.　距離計測器（規則4.3a）

規則4.3a(1)は次のように修正される。

ラウンド中、プレーヤーは電子的な距離計測機器を使用して、距離情報を得てはならない。  
このローカルルールの違反に対する罰：規則4.3参照

12. 移動

ラウンド中、プレーヤーやキャディーは動力付きの移動機器に乗車して移動してはならない。（ただし、委員会が承認する場合や、事後承認した場合を除く）。今大会、手引きカートの使用は認める。プレーヤーは違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。２つのホールの間の違反は次のホールに適用される。

13. キャディー  
プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。  
このローカルルールの違反の罰：プレーヤーはキャディーに支援してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。 違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける

**競技の条件**

1. 参加資格  
   プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。
2. スコアカードの提出  
   スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。
3. 競技終了時点  
   競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

**注意事項**

1. 競技特別規則に追加または変更のあるときは、クラブハウス内およびスタートホールのティーイングエリアに掲示して告知する。
2. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則1.2aおよび20.2に基づいて失格とする場合がある。
3. ルールブック（2019年度版以降)・目土袋・スコップ・グリーンフォークおよび、この競技規則は、学校名・氏名を明記し競技開始から競技終了まで必ず携帯すること。また、今大会の使用球全てに名前（フルネーム）と通し番号を記入することを義務づける。
4. 常に速やかなプレーを心がけ、前の組との間隔を空けないようにすること。スロープレーについては、警告を行うことがある。その後も改善されない場合、規則６－７に従い、ペナルティーを科す場合がある。
5. 荒天等のために、全選手が１８ホールズの競技を終了できないと運営委員会で認められた場合、競技委員長の判断で、ホールズの短縮をもって競技の成立とすることがある。
6. 茶髪・長髪・パーマネント等高校生の品位を疑うようなヘアースタイルでの試合参加は、厳重に大会実行委員会で指導する。

７． 携帯電話はコース内に持ち込まないこと。使用は駐車場のみでクラブハウス内及びコース内は使用禁止。（ただ

し競技委員、運営委員等は緊急時使用することがある。）

８． 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は１人１箱（２０球）を限度とする。

９. アプローチ・バンカー練習場は、使用禁止とする。

競技委員長　　田村　径